

## 被扶養者の収入基準と税制（配偶者控除）の年収の違いについて

平成 30 年から所得税の配偶者（特別）控除制度が改正されましたが、税制における年収（所得）と健康保険など社会保険の被扶養者の収入基準は金額だけでなく、計算方法や対象となる期間も異なりますので、以下の違いに注意していただくようお願いいたします。

### 【健康保険の被扶養者の収入基準】

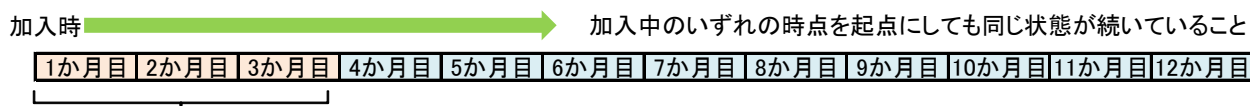
健康保険の被扶養者の収入基準として設けられている**年間 130 万円未満（60 歳以上は 180 万円未満）は、健康保険への加入時または加入後の任意の時点（資格確認調査や随時調査時など）の月収がその後 1 年間、同じ水準で続くとみなして計算した場合の「年間見込み額」**です。このため、**月収が年間基準の 1 か月換算額（月額基準＝60 歳未満 10 万 8334 円、60 歳以上 15 万円）以上になると、その時点で収入オーバーとなり、被扶養者資格を喪失します。**

当健保においては、雇用契約書や直近の給与明細など提出された証明書類をもとに 3 か月の平均月収を算出して判定しますので、継続して加入するには、年間見込み額が基準未満であるだけでなく、**加入期間中のいずれの 3 か月をとっても、その 1 か月平均額が月額基準未満である必要があります。**家賃収入や年金など別途収入がある場合は合算します。この基準を満たさなくなった時は、その開始時点をもって被扶養者資格を喪失しますので、すみやかに被扶養者の喪失届を提出してください。

※日額で支給される社会保険給付（失業給付など）は月 30 日として年間見込みを計算します。

税制上の年収は課税年度（前年 1～12 月）の実際の収入合計額、所得は年収から基礎控除等を差し引いた課税対象額です。**社会保険と税制の年収を混同されないよう、注意してください。**

### 【健康保険の収入基準】



(3か月間の平均月収×12か月) < 130万円(60歳以上180万円) ⇒ その後1年間、同じ状態が続くとみなして年収見込み額を計算



**加入期間中のいずれの3か月をとっても平均月収 < 10万8334円(60歳以上15万円) でないと収入基準を超える**

具体的事例に照らすと次のようになります。

①結婚を期に退職して専業主婦となり、失業給付も受給しないとき

→向こう 1 年間の収入見込みがありませんので、収入基準を満たします。退職までに税制上の年収が 130 万円を超えていても健保の収入基準には影響しません。失業給付を受ける場合は 1 日の給付額が日額基準（60 歳未満 3612 円未満、60 歳以上 5000 円未満）を超えると加入できません。

②時給 1200 円、1 日 6 時間、週 4 日の雇用契約を結び、6 か月間のパートに出るとき

→同じ収入が向こう 1 年間継続されるとみなして計算しますので、1,200 円×6 時間×4 日×52 週（1 年）＝149 万 7600 円 ≥ 130 万円となり、就業中の 3 か月平均額も 124,800 円 ≥ 108,334 円と月額基準を超えますので、就業開始時に被扶養者資格を喪失します。再加入を希望される場合は、退職後に再申請していただくことになります。

③1月からパートに出たが、税制上の年収が130万円を超えそうになったので、11月に退職して税制上の年収を130万円未満に調整した。

→3か月平均の月収が月額基準を超えている期間が連続してある時は、その期間について被扶養者の資格を喪失します。繁忙期や季節変動などで月額基準を超えた月が連続してある場合も原則として同じ扱いとなります。

④時給800円、1日6時間、週5日の雇用契約を結び、3か月のパートに出るとき

→法人または強制適用事業所に勤務する場合、勤務先の健保加入要件（所定労働時間が一般従業員の3/4以上、雇用期間2か月以上）を満たし、被保険者本人として加入することになりますので、就業期間中は収入とは関係なく被扶養者になれません。勤務先が加入させなかったときも、勤務先の法令違反によるものですので、被扶養者資格は喪失します。501人以上の事業所に勤め、短時間労働者の健保加入要件を満たす場合も同様です。

⑤毎月の給与は月額基準以内だが、年2回の賞与を含めると収入基準を超えるとき

→賞与も賃金の一部ですので、支給対象期間で按分して月額給与に加算し、月額基準を連続して超えたと認められた期間の開始時点で資格を喪失します。雇用契約書から賞与額を計算できるときは就業時に資格を喪失します。

#### （参考）

#### 【税制上の年収（所得）について】

**課税年度（1月～12月）の実際の収入の合計額**を指し、合算期間は変化しません。これから基礎控除等を差し引いたものが所得（課税対象額）となります。

※平成30年の改正では、給与所得者本人（夫など）が配偶者（特別）控除を受けられる配偶者の年収上限が103万円から150万円に引き上げられましたが、給与所得者本人の年収が1220万円を超える場合は、配偶者（特別）控除の適用がなくなります。

詳細は国税庁ホームページをご参照ください。

<https://www.nta.go.jp/gensen/haigusya/pdf/02.pdf>

#### 【税制上の年収（所得）】

課税年度											
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月

所得（課税対象額）＝年収－基礎控除等

健康保険組合では、被扶養者資格の確認調査時に証明書類の一部として、前年の（非）課税証明書の提出を求めています。前述の通り、健保の収入基準とは考え方が異なりますので、証明書に記載の金額が収入基準（60歳未満130万円未満、60歳以上180万円未満）を満たしていれば、すべて継続加入が認められるわけではありません（年の途中で就職したり、月収が増えたりした場合など）。**加入資格を喪失したと判定された時点以降に組合から給付を受けた医療費等については返納していただくこととなりますので、ご注意ください。**

被扶養者は、健康保険組合など被用者保険にのみ認められた制度です。保険料を払わないで済むなどの理由で、虚偽の申請により不正に資格を取得し、医療費の給付を受けた場合は処罰の対象となる場合があります。

※個人事業主については年収の判定方法が異なります。

以上